



## Made by 北学労 印象派第12号を同封

印象派の第12号を同封しましたのでご覧ください。

編集は創刊以来、北学労・札学労の組合員による編集委員会によって版下まで作られています。編集委員会の皆さん、ありがとうございます。

第12号は夏の中央交渉の報告と学労Webの紹介が掲載されています。（執行部）

## 学校事務集会山形 10月27日より開催

先にご案内した山形市で開催される学校事務集会には、組合員から山下 泉さん（平岸高）、吉田 勉さん（旭丘高）、吉田 徹さん（南の沢小）が参加し、10月27日は全体会と交流会へ、28日の分散会は高校と義務制に分かれて参加します。参加される方にはお疲れの仕事となりますが、どうぞよろしくをお願いします。

集会には、自治労加盟申請が通り一票投票を控えた東学、岐学事組、県立高校分野から北海道と山口の自治労未加入単組が参加します。（自治労学校事務協議会担当；平野正志）

## 教職員課の一部分掌変更 高齢者再任用に対応したもの

すでに札教第689号で「平成12年度教職員課事務分掌の一部変更について」が通知されていますが、

主な変更点以外のものとして、高齢者再任用制度に対応するものであることが明らかにされました。

高齢者再任用制度については、北学労と札学労が自治省の通知以前から今後の課題として要求項目に掲げてきた課題です。

自治省の通知によれば、県費負担教職員が退職し、同じ県費負担教職員の職場で勤務する場合は、これまでの枠組みとしていますが、任命権者と給与支払者の分かれる政令指定都市の教職員については明確な状況が明らかにされていません。

北学労・札学労では、再任用を希望する者が、全員、安心して働くことができるよう取り組んでいます。（市教委学校教育部担当；熊野孝一、國田実、八重 櫻昭彦）

## 道教委と事務折衝 道教委4定で再任用制度を提案

賃金確定期をひかえ、要求書提出の前段の事務折衝を道教委と実施しています。

この間の事務折衝で道教委は4定に再任用制度を条例提案することを提示しました。しかし、具体的な取扱いは未定で、条例は国に準じた基本的な事柄の内容となります。北学労は、国の制度も基本的には任命患者を基本とする制度であるので、札幌の扱いについては現在の枠組みで行うよう要求しました。

（道教委担当；横内典子、平野正志、能代隆行）

## 定期大会に参加しよう 北農健保会館20日14時～

いよいよ週末の金曜日、10月20日は定期大会の日です。組合員の団結の成果により格段の環境改善が果たされてきました。昨年度も研修、義務免、給振と長年の要求が実現してきました。

しかし、一見平和に見える状況も「まな板の鯉」という見方もできます。そんなときこそ、団結を再確認し、様々な社会の事象から職と生活を守るたた

かいの先手を打っておくことが大切です。

90年代から様々な改革論議が行われ、公務員制度、賃金、教育など私たちに近い議論も現実に行われています。地方財政の悪化に伴う賃金の値切りも進行中です。

組合員の皆さんには、定期大会に参集され、団結を確認していただくよう要請します。給料日ではありませんが、給振を獲得した以後初の大会です。時間も14時から開会されますので、北農健保会館の大会会場へお集まり下さい。（執行部）

## 2000賃金確定期 道教委へ要求書提出

北学労は秋の賃金確定期のたたかいに向けて、道教委に対して要求書を提出します。この秋季闘争は自治労道本部の各単組が一斉に当局に対して取り組みを行います。

北学労は自治労要求を基本として独自要求書を道教委に提出する予定です。案文を以下に掲載しましたので、ご覧下さい。

今後の日程は、19日に団体交渉を実施し、回答を11月上旬までに求め、その後は山場に向けて獲得課題をつめていきます。

さらに、11月下旬には、学習会と賃金確定期の職場外集会を実施します。例年通り、札学労忘年会も後にセットする方向で日程を詰めています。課題獲得をめざして団結頑張りましょう。（執行部／道教委担当；横内典子、平野正志、能代隆行）



2000年10月\* \*日

北海道教育委員会

教育長 鎌田 昌市 様

自治労北海道学校事務労働組合

執行委員長 金野 順 一

学校事務職員の勤務条件等に関する要求書

地方自治の確立と教育の向上、そして、それに携わる職員の勤務条件の改善に対する貴職のご努力に敬意を表します。

さて、加速する少子・高齢社会への対応するため、総合行政の観点から地域に密着した行政サービスの提供が求められています。このような中、地方分権も実行段階へと入り、国と地方の役割分担の見直しやそのための税財源の在り方の改革が必要不可欠となっており、教育行政においても例外ではありません。

文部省では、教育行政における地方分権を推進し教育改革の一層の推進を図る観点から、国、都道府県、市町村の役割分担の在り方を見直し新たな連携協力体制を構築し、地域に根ざした主体的かつ積極的な教育行政を展開していく必要があるとしています。

また、教育行政においては次世代に対応した改革も求められており、「教職員配置のあり方等に関する調査研究協力者会議」では学校長の裁量権拡大や教員の職務専念確保といった見地から事務処理の効率化、集中化の必要性が報告がなされています。さらに、文部省は、第7次公立学校義務教育諸学校教職員定数改善計画において「きめ細やかな学習指導や教育の情報化の支援等のため事務部門の強化対応」のため事務職員を加配する概算要求を出しており、学校事務職員の重要性は今後ますます重要になって行くものと考えられます。

このように教育改革が進められてる中、私たちは、地域住民の意思と一体となった地方分権時代の「新しい教育制度」についても早急に構築する必要があると考えています。

しかしながら現実を目を向けると、私たちがその職責を全うするためには解決されなければならない問題が山積しています。諸課題を解決すると同時に、将来に向けた基盤整備を進めるためには、学校と教育委員会が一体となって教育環境の整備・充実を進め、北海道の教育の発展を実現していかなければなりません。

つきましては、私たち事務職員と公立学校の抱える諸課題を解決するために下記の要求をいたしますので、貴職の誠意ある回答を文書をもって、11月9日までに示されるようお願いいたします。

記

## 1 国庫問題について

現在の義務教育費国庫負担制度による事務職員・学校栄養職員に係る人件費について、地方転嫁を行わないよう国などの関係機関に働きかけること。

また、政令指定都市の教職員の義務教育費国庫負担制度による人件費については、任命と給与負担者を一致させ賃金・定数・服务等の労働条件の一貫性を高めるためにも、市町村立学校職員給与負担法及び義務教育費国庫負担法等の改正により、任命権同様に当該政令指定都市に移管するよう国に求めること。

## 2 賃金・諸手当について

(1) 2001年度の基本賃金の引き上げを、合理化なし、最低人事院勧告並み(0.12%, 447円)、4月実施とし、年内の早期支給を行うこと。また、人事院勧告における期末勤勉手当削減については、「道財政運営の健全化のための給与措置」として、むこう3年間削減されることから、削減期間終了まで実施しないこと。

(2) 賃金改定に伴う差額の支給は、学校の管理運営の状況から課業期間中に行うこと。

(3) 初任給の改善とそれに伴う在職者調整を完全に実施すること。

初任給については、国公2号上位を最低とし、昇給期間短縮などを最大限実施すること。

中途採用者の初任給については、経験年数換算10割を基本に最低8割とし、調整率を全期間を通して2分の2(12月1号)計算とすること。また、初任給格付けの上限制度を廃止すること。

以上の改善にあわせて、全職員を対象とした在職者調整を完全に行うこと。

(4) 低賃金是正について、学校事務職員の採用後10年をめぐり、同一年令で最大1号俸以内の格差となるよう特別昇給等による具体的改善を図ること。この場合、年齢別基準号俸に拠らず、実態としての格差を1号俸以内とすること。

(5) 学校事務職員に対して、独自賃金表を導入しないこと。

(6) 高齢者の賃金合理化をしないこと。また、高齢者昇級延伸・停止及び枠外昇級延伸を廃止し、12月昇級を行うこと。

(7) 81年以降の北海道人事委員会勧告の凍結、値切りによる実損回復を図ること。

(8) 諸手当については、次の通り改善すること。

一時金は、現行支給水準を確保するとともに期末手

当一本とし、勤務評定に基づく成績率の導入・拡大はしないこと。

寒冷地手当について、次のように改善すること。

ア 寒冷地手当・加算額については、実勢単価で2,800リッタープラス消費税相当額を支給すること。

イ 世帯区分の認定事務について、現状を確認するのみとし、添付書類を廃止するなど事務の簡素化を進めること。

扶養手当の支給額について、子・父母等における人数による格差を解消すること。

住居手当の支給限度額を引き上げること。また、自宅所有者に対する手当は一律15,000円を支給すること。

通勤手当について、交通機関利用者については全額実費支給すること。また、交通用具使用者についても、実費に見合った距離区分に改善すること。更に、支給除外距離を1km未満とすること。

時間外・休日勤務手当の支給額を100分の150(夜間を除く)とすること。単価計算は、労働基準法を最低として行うこと。

(9) 特別昇給を実施すること。実施にあたっては、差別取り扱いをしないこと。また、給与の不均衡是正実施の原資としても確保すること。

(10) 旅費について、次のように改善すること。

日当・宿泊料等定額部分の旅費は級による差別支給を廃止すること。

日額旅費を廃止し、現行の普通旅費とすること。

学校に割当する学校管理運営旅費について、学校事務職員分の積算額を大幅に増額すること。また、校外学習指導旅費が大幅に不足し学校管理運営旅費の大部分を流用せざるを得ない状況から、当該旅費の積算基準を抜本的に見直すこと。

旅費の支払いは、直接本人への口座振替とすること。

出張時における自家用車の公用使用に係る規定が早期に全市町村に整備されるように働きかけること。

(11) 事務主幹の命課基準における在職年数及び年齢要件を引き下げること。また、7級格付けに係る年齢要件を引き下げること。

(12) 事務主幹の発令遅延者に対して、8級昇格に実損が生じないよう必要な措置を講じること。

(13) 育児休業の取得による昇格・昇給への影響を解消すること。

(14) 全職員に対し定期的に給与の口座振替制度の意義等について周知し、制度利用の推進に向けてより一層の努力をすること。

(15) 学校で散見される法定外控除（校内控除）については、違法行為が行われないように文書通知等で適切な指導を行なうこと。

### 3 高齢者再任用制度について

(1) 労使対等による「高齢対策協議会」を設置し、定数問題・労働諸条件について協議すること。  
(2) 条例提案にあたっては、労使合意を原則とすること。

### 4 労働時間の短縮について

(1) 冬季の職専免を、知事部局等の職員と同様に取得できるようにすること。また、これと夏季休暇を拡大し、合わせて10日間にするとともに、年間を通じて取得可能な制度に改善すること。  
(2) 結婚休暇は14日間とすること。  
(3) 産前・産後休暇について、産前は最低12週間とし、産後は13週間とするとともに、妊娠3ヶ月以内の流産にも適用すること。また、多胎妊娠の場合は、これを拡大すること。代替職員との円滑な引継を保証するため、産前休暇前と産後休暇後の2日間を引き継ぎ日とすること。  
(4) 配偶者出産補助休暇は7日間とすること。  
(5) 現行の育児休業について、5原則（有給、選択制、現職復帰制、代替の確保、全職種対象）に基づき、男女とも平等に育児休暇として制度化すること。  
(6) 育児の休暇は就学年齢までとし、男子職員への適用については、取得要件などにおいて女子職員と同じく扱うこと。取得時間は、現行の2時間から3時間に拡大すること。  
(7) 更年期障害休暇の制度化を図ること。  
(8) 永年勤続者に対するリフレッシュ休暇について、10年、20年勤続者にもそれぞれ、5日、10日間の連続休暇を制度化すること。また30年勤続者は15日間とすること。  
(9) 介護休暇を拡充し、有給・選択制・現職復帰・正職員の代替確保を保障すること。  
(10) 忌引休暇の日数を拡大すること。また、姻族については血族と同様の扱いとすること。

### 5 定数・人事について

(1) 国による次期定数改善の早期実施を関係機関に働きかけるとともに、標準学級規模以上の学校においては、事務職員を複数配置すること。  
(2) 市町村に係る事務により、事務職員一人が担当する仕事量に格差が生じている場合、当該自治体に対し、学校

に必要な職員を配置するなど適切な措置を講ずるよう指導すること。

(3) 学校事務職員の人事異動については、本人の意思を尊重し、希望と承諾を原則として実施すること。

### 6 研修体制について

(1) 学校事務職員の研修について、他都府県の状況について調査し、実効ある研修計画を策定して、採用前研修を含めた充実した研修を実施すること。具体的には、公務員としての自治研修所における研修，教育に関わる専門分野としての教育研究所における研修，教育局や関係部局へ出向することを含めたOJT（職場内研修）の充実の3つの方策をとること。  
(2) 新採用者に対する研修は、任用後直ちに行い、研修期間は1ヶ月以上とすること。新採用者の勤務校への発令は、研修終了後に行なうこと。勤務校への代替は、退職者等によって補充すること。  
(3) 新採用者・在職者研修については、当組合と協議して決めること。

### 7 執務環境について

(1) 学校の事務室について、以前に道教委が行った調査は事務室設置への効果が高かった。しかしながらも、設置計画のたたない市町村が多いことから、早急に設置するよう強く指導すること。  
(2) 管理諸室の空調設備について、OA化に伴う室温の上昇及び窓や戸の開放による防犯上の面から、学校の管理諸室（校長室、事務室、用務員室、保健室、給食休憩室、研修室、会議室、職員室等）に空調設備を設置するよう指導すること。

### 8 共済組合について

(1) 共済組合からの各種給付金等の支払方法について、口座振込にするなどすべて直接本人に支払われるよう事務を改善すること。同時に、給付の通知は、プライバシー保護の見地から個人宛に行うこと。  
(2) 扶養親族の範囲について、血族・姻族に関らず、同居を認定条件としないこと。  
(3) 本年10月より社会保険適用で開始された多胎児の在宅保育サービス利用料の助成事業と同様の事業を導入するとともに、利用回数については月1回程度として実施すること。

以上

発行責任者 書記次長 平野 正志